

東京税財政研究センター 会報

NO.126

2023・1・1

発行人 岡田俊明
東京都新宿区百人町1-16-18
センチュリービル2F
TEL 03(3306)3871
FAX 03(3360)3870
E-mail tzzkc@nifty.com

年頭挨拶

理事長
岡田俊明

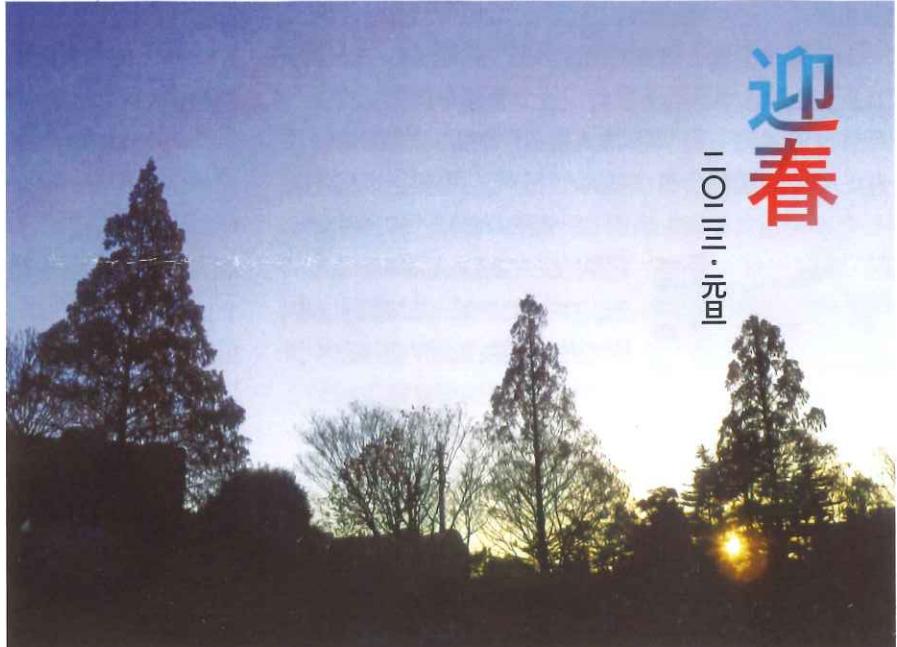
憲法9条を生かす道を
巷にあふれる声

明けまして
おめでとうございます。

コロナ禍でのお正月も3回目となってしまい、おめでたいとも言うのも憚られる状況です。目を転じれば、ロシアによるウクライナ侵攻があり、ロシア、中国、北朝鮮を敵国と見立てた我が国政府の「防衛3文書」策定と防衛費（軍事費）倍化という軍拡路線が露わになっており、外交努力を傾注するという憲法9条を生かす道を歩めという声が巷にあふれています。とはいえ、恐怖心を煽られればやむなしとの考えに傾きかねないのですが、国家予算のあり様が増税として国民生活にのしかかってくるというの納得がいくものではありません。

物価高騰が続いており、インフレ懸念が高まっています。実質賃金が低下し続けている中で、社会保険料の引き上げもあり国民生活への圧迫は厳しいものがあります。

そうした中、来年度税制改正の大綱が閣議決定されました。フリーランスをはじめ、免税事業者の多くを占める小規模零細事業者へのインボイス導入による課税事業者化、電子取引データの電子保存の義務化が、今年10月から来年1月にかけて相次ぎ実施されます。激変緩和措置をとったところで、抜



(東京・大谷田公園)

本的問題解決にはなりません。ここでも政府の暴走が止まりません。税制に関しては、不公平税制の税制には手が付けられていません。物価調整減税については、俎上にものぼせていません。

厳しい財政事情としながらも、コロナ対応では無計画な支出に多額の未消化予算を出し、軍拡予算では赤字国債発行をいうに至っては、戦前の過ちを想起させる怖さがあります。

国民生活と民主主義を擁護する政治の実現がどうしても必要になってきました。暮れには、岸田政権の支持率が20%台に落ちる局面も見えました。年の初めに決意を新たに、本年もどうぞよろしくお願いいいたします。



「特留通達」から探る 最新調査方針

第65回「公開講座」開催 11/21

第65回「公開講座」は11月21日（月）水道橋、全水道会館で開催されました。コロナ禍の中これまで開催方法をいろいろ探ってきましたが、今回も会場、ズーム並立で開催。参加者は113名（会場34、ズーム79）でした。

報告は初めに「所得税・法人税・消費税の調査方針」と題して本川國雄会員（写真左下）が、国税当局が作製した事務運営要綱を活用し、現実の調査立ち合いの



経験なども踏まえ詳細に報告。コロナや様々な電子化傾向の中で国税当局の調査のやり方に変化が表っていました。

2人目の報告は増山満樹会員（写真右下）。現役時代の資産税職員の経験を生かして「資産税」関係を中心に解説。現在の資産税関係問題の増加という状況に適した貴重な報告となりました。

このあと質疑応答を行い「公開講座」を終了しました。

コロナ禍ではズーム開催も必要な開催手段となります。参加者が全国から一堂に会し情報や意見を交換する長い歴史の経験に戻れることを期待したいものです。



保険証廃止など マイナンバーを巡る 現状と問題点

東京税財政研究センター権利研究会
会員 横山 実

§はじめに

新型コロナウィルス対策が不透明なまま新年をむかえることになりました。また、国内外での多くの課題も山積し厳しい年を予感させます。

様々な課題のうちデジタル社会に向けた取り組みもそのひとつと言えます。2016年から政府が提唱しているSociety 5.0ではスマートシティ構想やデジタルトランスフォーメーション（DX）などデジタル化の取り組みを進めてきています。税務分野でも公的個人認証や電子申告、電子帳簿保存法などの対応も進めています。一方で、行政におけるデジタル化対応の遅れを指摘する声は多く聞かれます。国は一昨年9月にデジタル庁をスタートさせ「デジタル田園都市国家構想」をかかげ、地方からのデジタル社会推進などデジタル化の取り組みの強化を示しています。そしてデジタル社会のインフラのひとつとしてマイナンバーカードも構築され、昨年発表された「デジタル田園都市国家構想基本方針」でも「デジタル社会のパスポート」としてマイナンバーカードの普及推進・利用拡大を謳っています。しかし、マイナンバーカード普及やマイナンバーカード普及に向けた取り組みには懸念や課題が多く存在しており、このことから国のデジタル化に対する姿勢が見えてくるものがあります。

§マイナンバーカードの現状

昨年10月13日河野太郎デジタル相が記者会見で「2024年度秋に現在の健康保険証の廃止を目指す」としてマイナンバーカードに健康保険証の機能を付加して、マイナンバーカード保持の事実上の義務化へ踏み出すことを発表しました。国の筋書き通りに進まないマイナンバーカード普及に向けた動きと言えます。

マイナンバーカードの現状

マイナンバーをもと行政機関では各種情報を連携して利用できることになっています。情報提供ネットワークシステムを通じ各種行政情報を中間サーバーを用いて国と自治体や自治体間での情報連携を行っています。マイナンバーカード発足時には853の事務で運用されていましたが現在では2000を超える事務で運用されています。また戸籍情報と連携し戸籍附票での運用が準備されています。

マイナンバーカードの現状

交付状況

総務省は11月末時点でマイナンバーカードの全国での交付枚数が67,846,028枚となり人口に対する交付枚数率が53.9%になったと発表しました。国が目指すほぼ全国民への交付には及びませんがポイント付与キャンペーンや紙の健康保険証廃止発言などが影響していることは確かなようです。

総務省の発表した交付状況について（次頁へ）

(前頁より)年代別で比較分析してみると次のようになります。

交付枚数上位（枚）

- | | | |
|----|------|-----------|
| 1位 | 70歳代 | 9,606,849 |
| 2位 | 50歳代 | 9,493,948 |
| 3位 | 40歳代 | 9,318,568 |

人口に対する交付枚数率上位（%）

- | | | |
|----|------|------|
| 1位 | 60歳代 | 59.7 |
| 2位 | 70歳代 | 59.0 |
| 3位 | 30歳代 | 55.9 |

交付枚数全体割合上位（%）

- | | | |
|----|------|------|
| 1位 | 70歳代 | 14.2 |
| 2位 | 50歳代 | 14.0 |
| 3位 | 40歳代 | 13.7 |

この数字からは全体として 70 歳代にマイナンバーカード取得傾向が高く、人口に対する交付枚数率でも 60 歳代、70 歳代の高齢者が多いことがわかります。あくまでも私見ですが、身分証明書としての活用を考えているように思えます。また、30 歳代の交付枚数率はポイントキャンペーンの効果が反映されていること、実際にカードの必要性が少ないと思われる 10 歳未満の交付枚数率は 43.9% とあり 30 歳代世代の子どもたちが家族として申請していると推測されます。ポイントキャンペーンが未成年者も付与対象となっていることからでしょうか。因みに総務省が発表している交付状況ですが交付枚数は月ごとに計上されていますが、交付率の母数となっている人口は令和 4 年 4 月 1 日となっています。交付枚数は単なる累計で、亡くなつた方や転出した方、紛失、失効者などの数字は考慮されていないということで、数値の大きなズレはないかも知れませんが、交付枚数率は正確なものとは言えないようです。

健康保険証のマイナンバーカード一体化

マイナンバーカードに健康保険証の機能を追加することについてはマイナンバーカード推進のロードマップで予定されていて令和 2 年 6 月に設置した「マイナンバー制度及び国と地方のデジタル基盤抜本改善ワーキンググループ」の工程表にも記載されています。しかし、2024 年秋に現在の健康保険証を廃止してマイナンバーカードへ一体化するということは示されていませんでした。国は 2023 年度末までに国民のほぼ全員がマイナンバーカードを取得すること、同じく 2023 年度末にはほぼ全国の医療機関がマイナンバーカード対応となることを想定していますがどちらも現状は追いついていません。現場の担当者からは

2024 年秋の現行保険証のマイナンバーカード一体化の実現は厳しいものという声が聞こえてきます。

§ マイナンバー制度・マイナンバーカードの問題点

マイナンバー制度が国民に対して十分な理解や納得が得られないまま進められていることに問題があります。マイナンバーは行政機関内部にとどまらずにその利活用として広く民間に開放し API (アプリケーション・プログラミング・インターフェース) 利用の促進として民間と行政機関との相互連携を目指しています。民間事業者などには守秘義務など課すとしても行政機関の保有する個人情報保護が民間との情報連携によって個人情報の保護や自己情報コントロール権が担保されない危険性があります。

デジタル庁は Q&A で「マイナンバーカードは、国民の申請に基づき交付されるものであり、この点を変更するものではありません。また、今までと変わりなく保険診療を受けることができます。」としながらも「手元にマイナンバーカードがない方々が保険診療等を受ける際の手続きについては、今後、関係府省と、別途検討を進めてまいります。」といった無責任な回答をしています。また、「マイナンバーカードは持ち歩いて使ってください。」とまで回答し「マイナンバーは他人に見せず大切に保管する」としていた考えを完全に変えています。マイナンバーカードの紛失時などの対応やマイナンバーカードの再交付に要する時間なども今後検討するとして具体的なものも示せていません。顔写真付の ID カードを多目的に使わせることの危険性についてもシステムの安全性を強調するだけで配慮がありません。また、マイナンバーカードの有効期間満了にともなう更新時には無料としているものの紛失の場合は 1000 円の負担が発生しますが、現行の健康保険証では不必要なことです。国民健康保

險の担当者によれば現行の保険証とマイナンバーカードは当面併用することになるということでした。また何よりも全国民が持っている健康保険証を廃止してマイナンバーカード一体化とすることは事実上すべての国民に持たせることになりマイナンバー法第十六条の二にある本人の申請に基づき発行するという規定に反することになります。また国による地方自治体への圧力とともに、「地方交付税の普通交付税における地域のデジタル化に係る財政需要の算定」にマイナンバーカードの交付率を反映させることの検討が始まっています。

§ おわりに

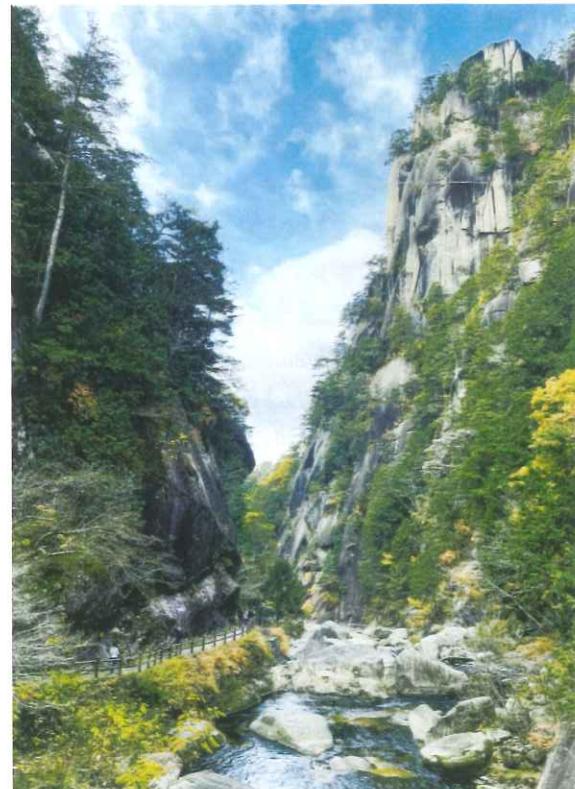
デジタル社会のインフラのひとつとし (次頁へ)

(前頁より) てマイナンバー制度は位置づけられていますが、マイナンバーカードやマイナポータルの課題や問題点に向き合わないまま進めている国の姿勢は、デジタルデバイドなどを生むこととなり地球規模で取組んでいる SDGs の精神にも逆行することになります。

- | | |
|-------|-----------|
| 10/26 | 建設横浜支部 |
| 10/27 | 横浜建築職組合 |
| 11/2 | 神奈川土建湘南支部 |
| 11/11 | 建設横浜金川支部 |
| 11/25 | 建設横浜本部 |
| 11/29 | 建設横浜みなと支部 |

講師・講演活動日誌

- | | |
|-------|-----------|
| 7/14 | 東京土建足立支部 |
| " | 神奈川土建平塚支部 |
| 7/19 | 埼玉新人会 |
| 7/27 | 立川税民協 |
| 8/26 | 神奈川県保険医協会 |
| 9/3 | JMITU 東京 |
| 9/18 | 神建連 |
| 9/21 | 全建総連東京都連 |
| " | 湘南建設組合 |
| 9/14 | 東京土建 |
| 9/27 | 埼玉県保険医協会 |
| 10/12 | 神奈川新人会 |
| 10/19 | 千葉税経新人会 |
| 10/20 | 建設横浜磯子支部 |
| 10/24 | 相模中央建設組合 |



(山梨・昇仙峡渓谷)

いる。

このところ課税当局は、加算税の賦課強化策を矢継ぎ早に打ち出している。また本年度の調査事務運営においても、「重加算税を賦課すべき事案は、金額の多寡にかかわらず確実に、かつ積極的に質問応答記録書を作成し課税する」と強調している。この方針を受けてか本年度の調査では、単に本人の怠慢で3年間無申告であつた事案や、実名の口座に振り込まれていた雑収入（拔歯金属売却）の漏れと、接待交際費の一部を経費科目をかえて決算表示をしたことが重加算税対象であるとしてきた事例がある。いずれの事案も重加算税賦課の要件に該当しないとの主張と、質問応答記録書の作成に応じなかつたことで、3年分調査と過少申告加算税の賦課で終了した。この事例は、いざれも K 局だが税法に疎い納税者や権利意識が低い税理士では、重加を受け入れてしまう危険性があり心配である。

東京国税局のホームページによると、令和3年度の所得税の実施調査件数は前年比で 131・9%、簡易な接触は 118・8%、合計で 11・4%となつていて。消費税では実地調査は 132・4%、簡易な接触は 11・9%、合計 114・1%になつており、昨年度も着眼調査や簡易な接触により小規模事業者を対象にした調査が急増していたが、長引くコロナ禍で更にその傾向は拡大されている。また、令和2年度のワースト 10 に建設関連業種が 5 業種も入つていたが、令和3年度は 3 業種に減少しており、建設等工事労務者は外れて

ザ・コラム

(K・M)